函館市請負工事施行成績評定委員会設置要領

令和3年4月

函 館 市

第1目的

この要領は、函館市が発注する請負工事および工事関係委託業務(以下「請負工事等」という。)に関する施行成績評定(以下「評定」という。)についての審議を厳正かつ円滑に行うため、函館市請負工事施行成績評定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営に係る必要事項について定める。

第2 業務

委員会は,通知された評定の結果について受注者から再説明を求められた場合に, 当該請求に係る請負工事等の評定内容を審議するものとする。

第3 組織

委員会は、次の職にある者を委員として組織する。

- (1) 土木部長
- (2) 都市建設部長
- (3) 港湾空港部長
- (4)農林水産部長
- (5) 環境部長
- (6)企業局上下水道部長
- (7) 企業局交通部長
- (8) 土木部次長
- (9)都市建設部次長
- (10) 港湾空港部次長
- (11) 農林水産部次長
- (12) 環境部次長
- (13) 企業局上下水道部次長
- (14) 企業局上下水道管路整備室長
- (15) 企業局交通部次長
- (16) 土木部道路建設課長
- (17) 土木部公園河川整備課長
- (18) 土木部道路管理課長
- (19) 土木部用地管理課長
- (20) 都市建設部住宅課長

- (21) 都市建設部建築課長
- (22) 港湾空港部港湾課長
- (23) 農林水産部農林整備課長
- (24) 環境部日乃出 クリーンセンター所長
- (25) 環境部埋立処分場長
- (26) 企業局上下水道管路整備室 計画管路担当課長
- (27) 企業局上下水道部管路整備室 維持管理担当課長
- (28) 企業局上下水道部浄水課長
- (29) 企業局上下水道部終末処理場長
- (30) 企業局上下水道部管路整備室 温泉等担当課長
- (31) 企業局交通部施設課長

第4 委員長の職務およびその代理

- 1 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 2 委員長および副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第5 委員会の招集

- 1 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- **2** 委員は、必要があると認める場合、委員長に対し委員の招集を求めることができる。
- 3 委員長は、議事の内容に応じ、必要と思われる委員を招集することができる。
- **4** 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させる ことができる。
- 5 前項の規定により代理者を出席させた委員は、委員会に出席したものとみな される。

第6 議事

- 1 委員会は、前条の招集委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員 の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- **2** 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、説明請求のあった当該請負工事等の評定者等を説明員として委員会に出席させることができる。
- **3** 委員長は、当該請負工事等について、専門的な意見を聞くことが必要と認められるときは、学識経験者等の第三者を専門委員として招集することができる。

第7 報告

委員会は、会議の結果について、速やかに、説明請求のあった当該請負工事等の 契約担当者に報告するものとする。

第8 庶務

委員会の庶務は、土木部管理課において処理する。

第9 守秘義務

委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか,委員会の運営その他必要な事項は,委員長が別に 定めるものとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。